

WOAH(国際獣疫事務局)
第93回総会報告

令和8年7月27日

WOAH(国際獣疫事務局)について

国際獣疫事務局

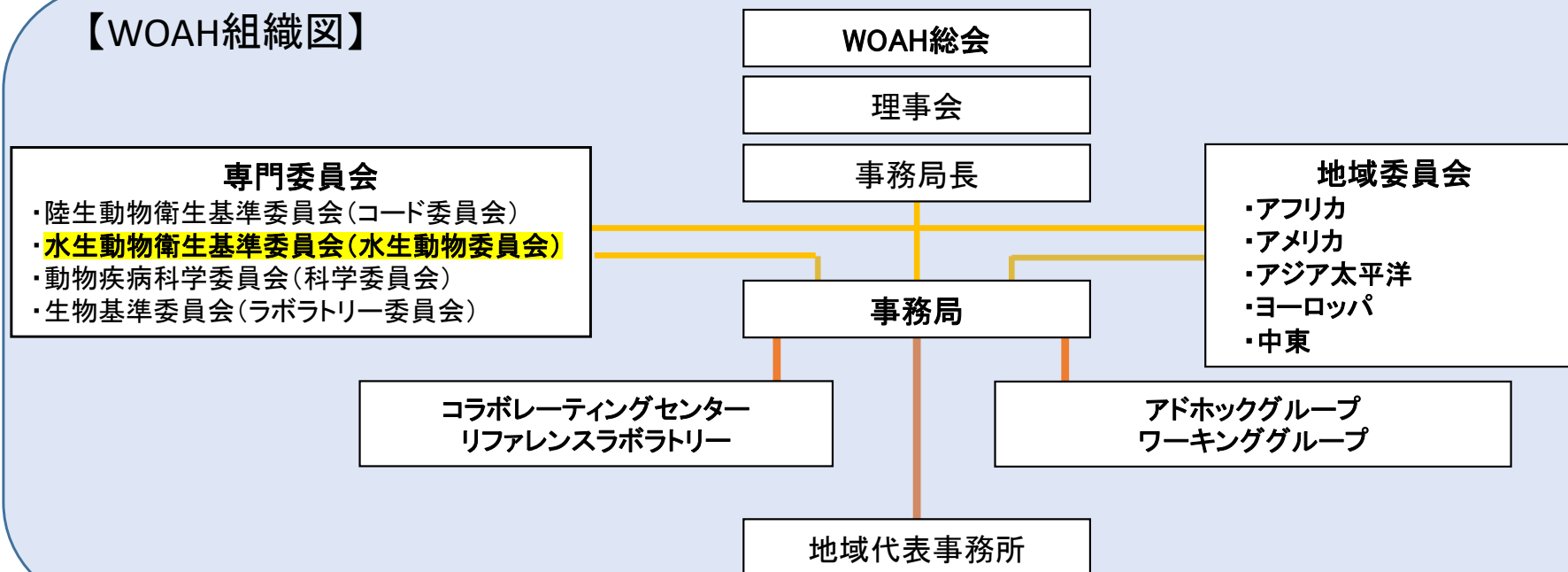
(WOAH ; World Organization for Animal Health、旧称OIE)



World Organisation
for Animal Health
Founded as OIE

- 世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関
- 1924年設立、183カ国・地域が加盟(2026年5月現在)
- 主な目的
 - 世界で発生している動物疾病に関する情報の提供
 - 動物疾病の制圧及び根絶のための技術的支援
 - 動物及び動物由来製品の国際貿易に関する衛生基準の策定
 - 動物由来の食品の安全性の確保、アニマルウェルフェアの向上

【WOAH組織図】



水生動物コード、水生動物マニュアル

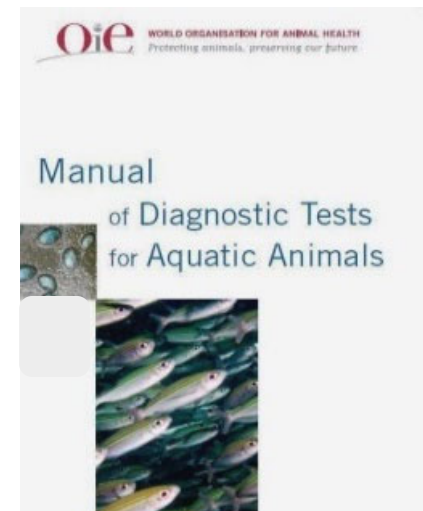
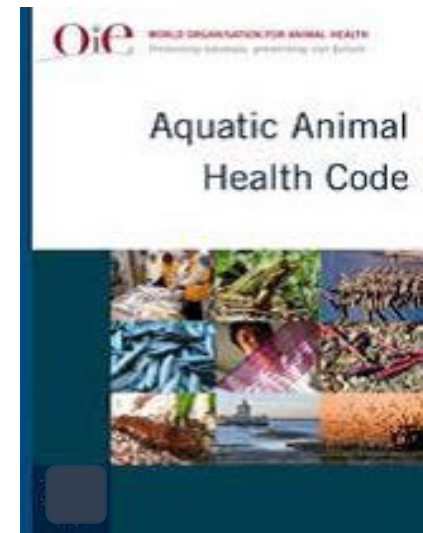
- ◆ 水生動物衛生規約（水生動物コード） Aquatic Animal Health Code
世界における水生動物衛生の向上、水生動物及びその製品の安全な国際取引に関する基準を規定。
- ◆ 水生動物の診断に関するマニュアル Manual of Diagnostic Test for Aquatic Animals
WOAHリスト疾病について、標準化された診断方法を規定。

- ・WOAHの専門委員会の1つである「水生動物衛生基準委員会（水生動物委員会）」が作成・改正
- ・WOAHのHPで公表

水生動物コードの内容

用語集

- 第1部 届出、WOAHリスト疾病（魚類11疾病、軟体動物7疾病、甲殻類10疾病、両生類3疾病）、水生動物のサーベイランス
- 第2部 リスク分析
- 第3部 水生動物衛生サービスの資質
- 第4部 疾病の防除、管理
- 第5部 貿易の措置、輸入・輸出手続き、衛生証明
- 第6部 水生動物での抗菌剤の使用
- 第7部 養殖魚のアニマルウェルフェア
- 第8部 両生類の疾病別の章
- 第9部 甲殻類の疾病別の章
- 第10部 魚類の疾病別の章
- 第11部 軟体動物の疾病別の章



WOAH指定の疾病(リスト疾病)

WOAH指定の魚類、甲殻類、軟体動物、両生類にかかる国際的に重要な疾病

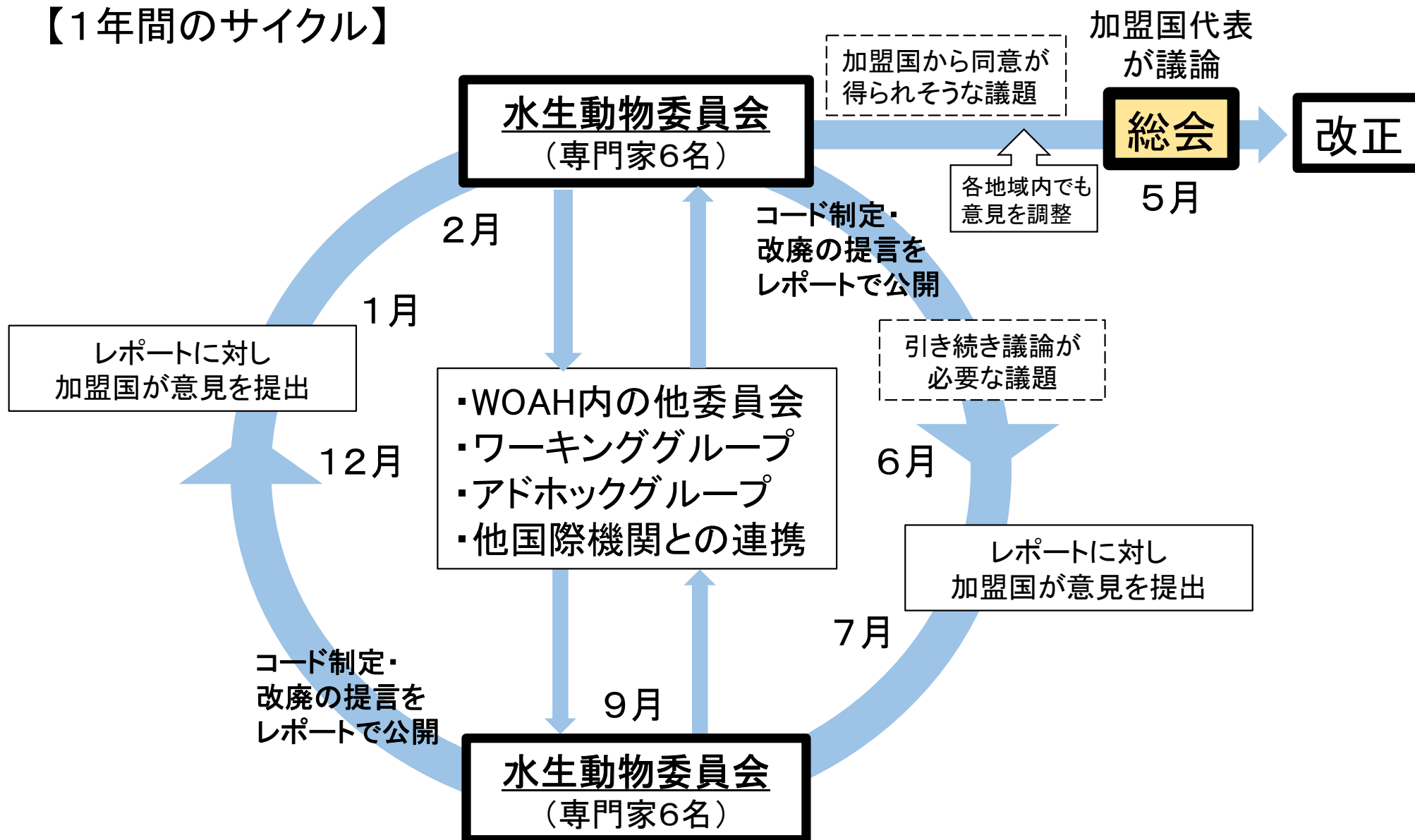
魚類 (11疾病)	流行性造血器壊死症(EHN)
	流行性潰瘍症候群(EUS)
	ギロダクチルス・サラリス感染症
	伝染性サケ貧血症(ISA)
	伝染性造血器壊死症(IHN)
	コイヘルペスウイルス病(KHVD)
	マダイイリドウィルス病(RSIVD)
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症(SAV)
	コイ春ウイルス血症(SVC)
	ウイルス性出血性敗血症(VHS)
	ティラピアレイクウイルス病(TiLV)
両生類 (3疾病)	カエルツボカビ症
	イモリツボカビ症
	ラナウイルス症

甲殻類 (10疾病)	タウラ症候群(TS)
	ホワイトスポット病(WSD)
	イエローヘッド病(YHD)
	伝染性皮下造血器壊死症(IHHN)
	伝染性筋壊死症(IMN)
	ホワイトテール病
	十脚目イリドウィルス病(仮称)
	壊死性肝臓炎(NHP)
	急性肝臓壊死症(AHPND)
軟体動物 (7疾病)	ザリガニのアファノマイセス症
	ボナミア・オストレア感染症
	ボナミア・エキシチオーサ感染症
	マルテイリア・レフリンジェンス感染症
	パーキンサス・マリナス感染症
	パーキンサス・オルセニ感染症
	キセノハリオチス感染症
	アワビヘルペスウイルス感染症

2026年5月現在

WOAHコード・マニュアルの制定・改廃の手続き

【1年間のサイクル】



各期の水生動物委員会レポート及び日本からの提出コメントは農水省HPで公開

第93回WOAH総会(2026.5.18-23 パリにて開催)

【水生コード】			
		用語の定義(ornamental aquatic animals)の修正	全てのコード 改正案を採択
第4.7章		養殖における休養	
第9.2.2条		ザリガニのアファノマイセス症の感受性種	
第10.3.5条、第10.3.6条		ギロダクチルス・サラリス感染症	
第10.4.9条		伝染性サケ貧血症	
全般		ウイルス分類の更新	
【水生マニュアル】			
第2.2.2条		ザリガニのアファノマイセス症	全てのマニュアル 改正案を採択
第2.4.5条		パーキンサス・マリナス感染症	
第2.4.6条		パーキンサス・オルセニ感染症	
第2.4.7条		キセノハリオチス感染症	
全般		ウイルス分類の更新	

水生コードの主な採択事項

➤ 養殖における休養

病原体の拡散防止を目的とする任意の休養と、病原体の根絶を目的とする強制休養とを区別。

➤ ギロダクチルス・サラリス感染症

歴史的な清浄化宣言(pathway2)の要件として、基本的なバイオセキュリティ下で、最低15年以上疾病の発生がないことを規定。

➤ 伝染性サケ貧血症

ターゲットサーベイランスによるコンパートメントの自己清浄化宣言への必要期間を最低2年間と規定。